

家族信託の組成後に 受託者が行うこと

〒355-0063

埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階

司法書士柴崎智哉

TEL 0493-31-2010

<https://souzoku-shiba.com/sintaku/>



受託者が随時、行うこと

- 家族信託の組成後、受託者は信託財産の管理を始める
- 受託者は信託財産の帳簿をつける
- 自宅の信託
 - 通帳の記帳、現金出納帳
- 賃貸物件の信託
 - 信託前と同程度の帳簿（複式簿記、簡易簿記）
- 領収書、レシート、契約書などは**10年間保存**

現金出納帳サンプル

年月日	摘要	収入金額	支出金額	残高
2020/7/19	通帳より引き出し	100,000		100,000
2020/8/1	受益者に給付		50,000	50,000
2020/8/4	草刈り代		20,000	30,000
2020/8/10	医療費支払		10,000	20,000
2020/9/1	通帳より引き出し	100,000		120,000
2020/9/5	受益者に給付		50,000	70,000

受託者が随時、行うこと

- 不動産の管理や処分
 - 信託契約書の内容に従って、受託者は不動産の管理等を行う
- 受益者への金銭の給付
 - 信託契約書の内容に従って金銭の給付等を行う
 - Ex. 「受益者の請求により随時給付」
「受益者の医療費・施設費を払う」

受託者が年に1回行うこと

- 12月31日付けで「貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類」
- 受益者に報告
- 自宅の信託
 - 財産目録（+通帳、現金出納帳で報告）
- 賃貸物件の信託
 - 貸借対照表、損益計算書

財産目録 サンプル

財産目録

〇〇年12月31日

受託者 鈴木一郎

1 不動産

東松山市元宿二丁目〇番〇 の土地

東松山市元宿二丁目〇番地〇

家屋番号〇番〇 の建物

2 預貯金

〇〇銀行〇〇支店 普通 口座番号〇〇 残高金〇〇円

3 現金

金〇〇円

受託者が年に1回行うこと

- 信託財産にかかる収益の額が3万円（信託の計算期間が1年未満の場合は1万5千円）を超える場合
- 受託者は**毎年1月31日**までに「**信託の計算書**」及びその**合計表**を税務署に提出
- 様式はサイトを参照



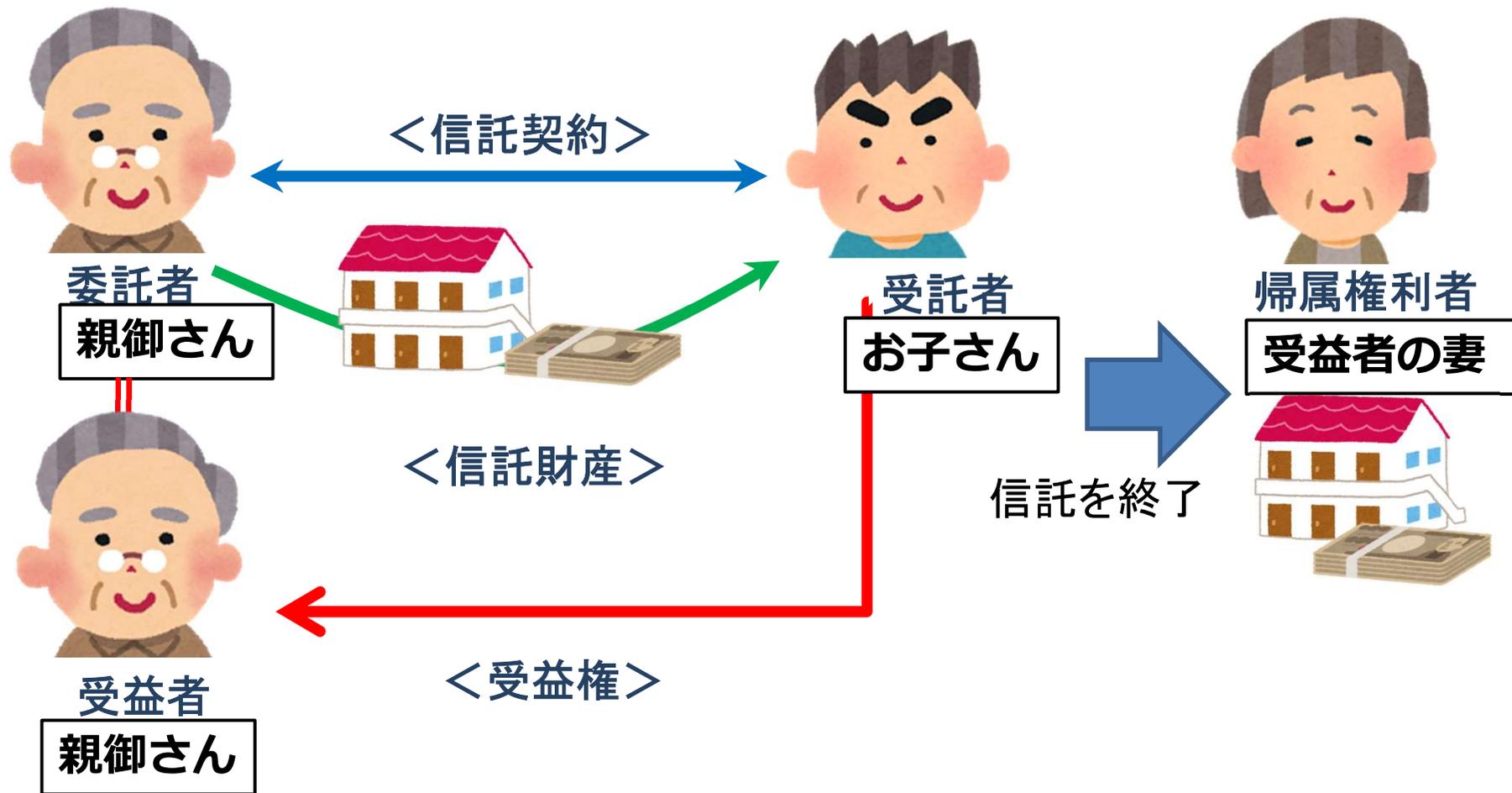
確定申告は受益者が申告

- 信託財産からの収益は、受益者の収益とみなされる
- 収益があった場合は受益者において確定申告
- 不動産を売った場合、翌年の確定申告期限までに申告
- 不動産を賃貸している場合も確定申告
- 確定申告は必要に応じて税理士に依頼

相続が起こったら

- 受益者が亡くなったとき
 - 受益者が亡くなったら信託終了の場合
 - 受益者が亡くなったら受益権を承継する場合
- 受託者が亡くなったとき
- 信託監督人・受益者代理人が亡くなったとき

信託を終了させる方法



受益者の相続－信託終了の場合

- 受託者は翌月の末日までに「**信託に関する受益者別（委託者別）調書**」及びその**合計表**を税務署に提出
- 様式はサイトを参照



受益者の相続－信託終了の場合

- 債権の取り立て・債務の弁済
 - 債権が残っている場合は債権の取り立て
 - 信託に関する債務が残っている場合は弁済
 - その後、残余財産の給付以外の受益債権に係る債務が残っている場合は、これを弁済
- 原則として、受託者は残余財産を帰属権利者に給付する前にこれらの債務を弁済

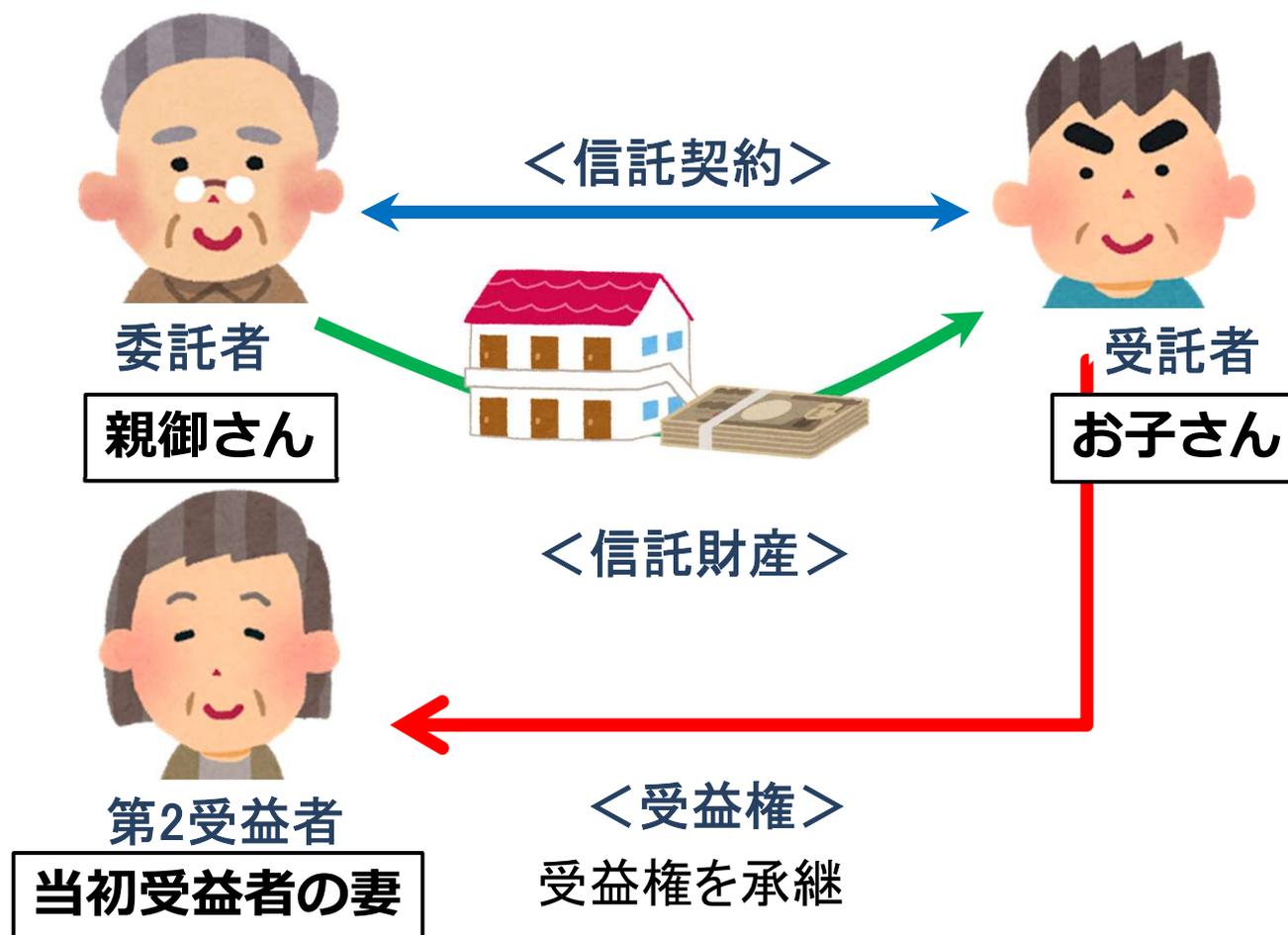
受益者の相続－信託終了の場合

- 受託者は残った財産（残余財産）を帰属権利者に給付
 - 信託契約書をもて、誰が帰属権利者か確認
- 不動産が信託されているケースでは、受託者から帰属権利者に所有権移転登記をして、同時に信託の登記を抹消
 - 必要に応じて司法書士に依頼
- お金が信託されているケースでは、残ったお金を帰属権利者に給付
 - 帰属権利者の個人口座などに振り込むなどして給付

受益者の相続－信託終了の場合

- **最終の計算書の作成**
 - 債権の取り立て、資産の処分などによって得た**収入の額**
 - 債務の弁済、清算に係る費用の支払などによる**費用の額**
 - 残余財産の種類、価額、分配方法、給付をした日など
残余財産の給付内容
- **最終の計算書を作成したら帰属権利者に承認を求める**
- **帰属権利者は必要に応じて相続税申告**

受益権を承継



受益者の相続－受益権を承継

- 受託者は翌月の末日までに「**信託に関する受益者別（委託者別）調書**」及びその**合計表**を税務署に提出
- 様式はサイトを参照



受益者の相続－受益権を承継

- 変更登記

- 不動産を信託しているときは、不動産の登記記録（登記簿）の信託目録を変更登記する可能性あり
 - 信託目録の受益者の欄を新しい受益者に変更登記
 - 信託の設計によっては委託者の欄も変更登記
- 司法書士に登記が必要かどうか確認して、必要に応じて変更登記を依頼

受益者の相続－受益権を承継

- 新たな受益者は必要に応じて相続税申告

受託者が亡くなったら

- 受託者が亡くなった場合は、新たな受託者に信託財産を引き継ぐ
 - 信託契約書を見て、**新たな受託者**が指定されているか、または**指定の方法**が定められているか確認
 - 受託者が亡くなって**受託者がいない状態が1年間**続くと信託が**強制的に終了**
- 新たな受託者を選任した場合、不動産が信託されているときは新たな受託者に所有権移転登記
- 信託口座も新たな受託者に引き継ぐことになるので、金融機関に相談

信託監督人・受益者代理人が亡くなったら

- 信託契約書を見て、**新たな信託監督人や受益者代理人の指定**や**指定の方法**が定められているか確認
- 不動産が信託されている場合は、不動産の登記記録（登記簿）の信託目録の信託監督人や受益者代理人の欄を**変更登記**
- 司法書士に相談し必要に応じて依頼

信託を終了したいとき

- 合意で信託を終了させたいとき
 - 事情が変わって信託を終了して財産を委託者に戻したいとき
 - 受益者連続信託で最終的に財産を承継させたい受益者まで受益権が回ってきたとき
- 信託契約書を見て、信託を終了させる条件を確認
 - 当事務所が携わった信託では、**受益者（または信託監督人）と受託者の合意**で終了

信託を終了したいとき

- 受託者は翌月の末日までに「**信託に関する受益者別（委託者別）調書**」及びその**合計表**を税務署に提出
- 様式はサイトを参照
- **終了直前の受益者と帰属権利者が同じ人**であれば調書の提出は必要なし
- 当事務所が携わった信託では、受益者の存命中に信託を終了させる場合は、その受益者に残余財産を給付する内容にしていることが多い



信託を終了したいとき

- 債権の取り立て・債務の弁済
 - 債権が残っている場合は債権の取り立て
 - 信託に関する債務が残っている場合は弁済
 - その後、残余財産の給付以外の受益債権に係る債務が残っている場合は、これを弁済
- 原則として、受託者は残余財産を帰属権利者に給付する前にこれらの債務を弁済

信託を終了したいとき

- 受託者は残った財産（残余財産）を帰属権利者に給付
 - 信託契約書をもて、誰が帰属権利者か確認
- 不動産が信託されているケースでは、受託者から帰属権利者に所有権移転登記をして、同時に信託の登記を抹消
 - 必要に応じて司法書士に依頼
- お金が信託されているケースでは、残ったお金を帰属権利者に給付
 - 帰属権利者の個人口座などに振り込むなどして給付

信託を終了したいとき

- **最終の計算書の作成**
 - 債権の取り立て、資産の処分などによって得た**収入の額**
 - 債務の弁済、清算に係る費用の支払などによる**費用の額**
 - 残余財産の種類、価額、分配方法、給付をした日など
残余財産の給付内容
- **最終の計算書を作成したら帰属権利者に承認を求める**

信託を変更したいとき

- 家族信託の運用中に状況の変化により、信託契約書の内容を変更したくなることもあるかもしれない
- 信託契約書を見て、信託を変更する条件を確認
 - 当事務所が携わった信託では、**受益者（または信託監督人）と受託者の合意**で変更
 - 信託法 149条

信託を変更したいとき

- 不動産を信託している場合、信託の変更が不動産の登記記録（登記簿）に載っている箇所だと変更の登記申請をする
- 必要に応じて司法書士に相談・依頼

不動産を売るとき

- 不動産売却の権限が与えられているか
 - 信託契約書を見て、不動産を売却する権限が受託者に与えられているか確認
- 与えられれば、受託者において信託された不動産の売却手続きができる
- 売買契約書の署名捺印の際には信託受託者であることを明示

不動産を売るとき

- 不動産を信託したことにより、不動産の所有者は受託者となっており、信託の登記もされている
- 買主に売買により所有権移転登記する場合は、信託登記を抹消してから所有権移転登記をするのではない
- 所有権移転登記をするのと同時に「**信託財産の処分**」を原因として**信託登記を抹消**
- 売買による所有権移転登記の申請人は**買主と受託者**となる
 - 信託契約書で別段の定めを設けてなければ、**委託者や受益者のハンコは不要**

不動産を売るとき

- 不動産を売却した場合、売却代金は受託者が受け取るが、受託者自身のものになるわけではない
- 信託された不動産を**売却して得た代金も信託財産**
- 受託者はお金を信託用の口座で管理して、受益者のために使う

不動産を売るとき

- 信託財産にかかる収益の額が3万円（信託の計算期間が1年未満の場合は1万5千円）を超える場合
- 受託者は**毎年1月31日までに「信託の計算書」及びその合計表**を税務署に提出
- 様式はサイトを参照



不動産を売るとき

- 信託財産からの収益は、受益者の収益とみなされる
- 収益があった場合は受益者において確定申告
- 不動産を売った場合、翌年の確定申告期限までに申告
- マイホーム(居住用財産)を売ったときは、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3000万円まで控除ができる特例
- 受益者において要件を満たしていれば特例が使えると思われる。必要に応じて税理士に相談

ご視聴ありがとうございました。

家族信託の面談相談を
初回無料で承っております。

お電話またはホームページからご
予約ください。



司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063

埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階

TEL **0493-31-2010**

<https://souzoku-shiba.com/sintaku/>

東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分

